

「林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等」
に係る一般競争入札

入札説明書

平成26年11月25日
独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

1	入札説明書	1
2	入札心得	6
3	仕様書	7
4	構成一覧表	15
5	契約書(案)	18
6	入札書(様式1)	25
7	提出申請書類等(様式2)	26

入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金の入札公告（平成26年11月25日付け掲示公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札件名：林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等
- (2) 数量：一式
- (3) 仕様：「仕様書」による。
- (4) 納入期限：契約締結後1ヵ月以内
- (5) 納入場所：〒101-0856

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

2 一般競争参加資格

次の(1)及び(2)に適合する者であること。

- (1) 下記①、②及び③に該当しない者であること。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう）又はその関係者と認められる者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載しなかった者
 - ⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

3 一般競争参加資格審査手続

入札参加希望者は、一般競争参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出し、信用基金の一般競争参加資格審査を受けなければならない。

- (1) 一般競争参加資格申請書の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先
〒101-8506
東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課（担当：長島）
TEL：03-3294-5583
FAX：03-3294-5595
- (2) 申請書類の提出期限
平成26年12月11日（木）15時00分
- (3) 申請書類一覧
 - ① 一般競争参加資格申請書（物品製造等）（別紙第4号様式）
 - ② 営業経歴書
 - ③ 登記簿謄本（法人の場合）
 - ④ 財務諸表類
 - ⑤ 納税証明書の写し
 - ⑥ 代理人を選任する場合に当たっては、委任状
 - ⑦ 第一種定型郵便物の大きさの封筒（審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと）
- (4) 農林水産省等において有資格者とされている者又は資格審査中の者にあつては、②から⑤に代えて資格確認通知書の写しを提出できるものとする。
- (5) 提出された申請書類の取扱いについて
 - ① 申請書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書類は返却しない。
 - ③ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格申請書を無効とする。

5 一般競争参加資格審査結果の通知

- (1) 通知する事項
申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。
なお、参加資格がないと通知された者は、本業務の入札に参加することができないものとする。
- (2) 参加資格のない旨の通知を受けた者への説明
参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができるものとする。
- (3) 結果通知日
「競争入札参加資格認定通知書」は、平成26年12月18日（木）までに通知する。結果通知日とは、信用基金が普通郵便でコープビル内に設置されている郵便ポストに投函する日をいう。

6 入札に関する質問

- (1) 入札に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付ける。
 - ① 受付期間
平成26年11月25日（火）から平成26年12月11日（木）15時まで
締切り以降の質問については、受け付けない。
 - ② 受付方法
質問書により、原則として電子メールにて受け付ける。
質問書の書式に定めはないが、電子メールに質問書を添付ファイルとして送信する場合は、Excel、Word、一太郎のいずれかで作成したファイルとすること。

③ 電子メールアドレス
yamato_nagashima@affcf.com

④ 質問に対する回答

原則として、信用基金ウェブサイトで閲覧に供する。
ただし、軽微な質問又は個人情報に関する内容等の場合は、質問者へ個別に対応する。

7 入札執行手続

(1) 入札日時

平成26年12月19日(金) 13時30分

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うものとする。

なお、信用基金の都合により、入札の執行を延期又は取り止めすることができるものとする。

(2) 入札場所

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室

(3) 提出書類

① 入札書

② 競争入札参加資格認定通知書(信用基金より通知した原本)

③ 委任状(入札を代理人によって行おうとする場合のみ)

(4) 入札の方法

① 入札書は封筒に入れ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、入札件名、開札日時を記載のうえ、その他提出書類と併せ、入札者本人又はその代理人が信用基金の上記指示に従い持参提出する。

② 入札書に記入する金額は、算用数字とする。

③ 入札金額は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

(5) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(7) 入札の無効

下記の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

① 入札書が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効とする。

(ア) 信用基金による競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた者が入札を行ったとき。

(イ) 同一事項の入札において、他の入札者の代理をしていると認められるとき。

(ウ) 明らかに不正な利益を得るために連合したと認められる入札を行ったとき。

(エ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ったとき、又は行ったことが判明したとき。

(オ) 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。

(カ) 虚偽の申請を行った者が入札を行ったとき。

(キ) 信用基金により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

(ク) 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し又は

社会の秩序や安全に脅威を与える集団又は個人をいう。)又はその関係者と認められる者が入札を行ったとき。

(ク) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に従わなかったとき。

② 開札を行った場合において入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号の一に該当すると認められたときは、入札を無効とする。

(ア) 入札金額が訂正してあるとき。

(イ) 入札者の記名押印が欠けているとき。

(ウ) 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確なとき。

(エ) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。

(オ) 条件が付されているとき。

(カ) 同一入札者の入札書が2通以上投入されているとき。

(キ) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額又は最高額を下回る金額で入札されているとき。

(ク) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(8) 開札の日時・場所

平成26年12月19日(金) 入札終了後
独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室

(9) 開札

開札は、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者本人又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 落札者の決定方法

① 開札の結果、上記(7)に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。

② 落札額と同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

③ 開札の結果、信用基金が予定した価格の範囲内の入札額がない場合は、直ちに、再度の入札を行うものとする。

(11) その他

① 入札手続きにおける交渉は、無しとする。

また、入札参加者は入札後この入札説明書について不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。

② 予定価格は非公開とする。

8 契約に関する事項

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

① 契約書は2通作成し、双方1通を保管する。

② 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

③ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 その他

競争入札参加者は、入札説明書、入札心得書等を熟読し、内容を遵守すること。

10 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない場合には、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上

入札心得

平成26年11月25日
独立行政法人農林漁業信用基金

入札参加者は、次の事項を承知のうえ入札に参加してください。

1. 入札について

(1) 日時

平成26年12月19日（金）午後1時30分

入札参加者は、あらかじめお渡ししている入札書及び競争入札参加資格認定通知書（原本）を持参のうえ、東京都千代田区内神田1丁目1番12号コープビル11階 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）第三会議室までお越しください。

なお、信用基金の都合により、入札の執行を延期若しくは取り止めることがあります。

(2) 留意事項

イ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。

ロ 入札に当たって使用する入札書は、信用基金所定の別添「入札書」によります。

ハ 入札書に記入の金額は、算用数字とします。

ニ 入札金額には消費税及び地方消費税を含みません。

ホ 入札書は封筒に入れ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、入札件名、開札日時を記載のうえ提出してください。

ヘ 入札を代理人によって行おうとする場合は、入札前に代理人資格を明示した委任状を提出してください。

ト 応札者は入札後この入札心得について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者の決定

イ 信用基金の予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とします。

ロ この場合、落札額と同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

ハ 開札の結果、信用基金の予定価格の制限範囲の入札額がない場合には、引き続き再入札を行います。

(以上)

仕 様 書

1. 入札件名：林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等

2. 調達する物品及び役務等

(1) ハードウェア

現行構成については、別添の「構成一覧表」のとおり

①サーバ

ア) 林業信用保証業務用システムサーバ

項 目	内 容	
サーバ用途	林業信用保証業務における「基幹系・情報系システム」のアプリケーション稼働用、同システムのテスト環境構築用及びActive Directory（プライマリ）、ウィルス対策ソフト等を稼働させるためのサーバ（計4台） ※CPU、メモリ、ハードディスク、PCIスロットなど、主要なハードウェア・コンポーネントを二重化すること。（同一筐体で無停止型サーバ（FTサーバ）であること。）	
数 量	1台（※）一式 ※ 仮想化環境（Hyper-V）の構築により、上記用途のサーバを1台で満たすよう設定すること。	
筐体形状	ラック型	
CPU	インテル(R)Xeon(R)E5-2603相当の処理性能を有するもの（1CPUモジュールあたり2CPU構成とすること）	
メモリ	48GB 以上（1CPUモジュールあたり）	
補助記憶装置	HDD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.5型HDDケージ ・ SAS HDD（ホットスワップ対応） ・ 1,200GB以上（1CPUモジュールあたり） ・ RAID1（ハードウェアRAIDによること。） ・ 実容量 システム区画（C:）100GB 以上 データ区画（D:）残り全て 仮想マシンごとのHDD領域については、信用基金の指示の元設定すること。
	DVD装置	内蔵DVD-ROM：1台
電源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80PLUS認定 ・ 設置場所電源は100Vであるので、納入予定機器の電源ケーブル差し口の形状を確認すること。 ・ 別途ソフトウェア要件有り 	
UPS	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラックマウント用1500VAタイプ2台 ・ 各別途ソフトウェア要件有り 	
ハード保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーカーによる5年間オンサイト保守（週5日平日8：30～17：30） ・ HDDのメーカーへの返却不要 ・ オンサイトにてHW障害対応時、装置修理後のドライバやファ 	

	<p>ームウェアの再設定および、OS搭載ディスク交換後のSWミラー復旧又は、OS再インストール作業などの復旧支援を含むこと。</p> <p>※HW設定復旧作業とは、テープ装置、UPS装置を交換した場合に、OSが認識できる状態に復旧。また、マザーボードやNICカード交換に伴いIPアドレスの設定も実施。OS搭載ディスク（システムディスク）を故障交換後、RAID機能で自動復旧できない場合に、OSの再インストールを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置（UPS）を保守対象に含む。
環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS指令準拠 ・製造メーカーが環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14001）等の認証を取得していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各機器、装置を接続するのに必要なケーブルを必要数用意すること。 ・想定同時アクセス数38台からストレスなく読込・書込・更新 ・削除等が可能なこと。（クライアントOS：Windows7、Windows Server 2012）

イ) バックアップサーバ

項目	内容	
サーバ用途	バックアップサーバとして利用する。 林業信用保証業務用の基幹系・情報系システムのアプリケーション本番用、ActiveDirectory（プライマリ）、ウイルス対策ソフトを稼働させるためのサーバをバックアップする。	
数量	1台	
筐体形状	ラック型	
CPU	インテル® Pentium G3240(3.10G/2C/2T)相当の処理性能を有するもの	
メモリ	8GB以上	
補助記憶装置	HDD	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5型HDDケージ ・SATA HDD（ホットスワップ対応） ・1TB×4（RAID5） ・RAID0/1/5/6（ハードウェアRAIDによること） ・実容量 システム区画（C）100GB以上 データ区画（D）残り全て
	DVD装置	内蔵DVD-ROM：1台
	バックアップ装置	内蔵RDX（USB）1台 データカートリッジ：RDX（500GB）3本
電源	<ul style="list-style-type: none"> ・80 PLUS認定 ・設置場所電源は100Vであるので、納入予定機器の電源ケーブル差し口の形状を確認すること。 ・別途ソフトウェア要件有り 	
UPS	<ul style="list-style-type: none"> ・ラックマウント用750VAタイプ1台 ・各別途ソフトウェア要件有り 	

ハード保守	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーによる5年間オンサイト保守 (週5日平日8:30~17:30) ・HDDのメーカーへの返却不要 ・無停電電源装置(UPS)を保守対象に含む。
環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合 ・RoHS指令準拠 ・製造メーカーが環境マネジメントシステムの国際規格 (ISO14001)等の認証を取得していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・冗長ファンとすること。 ・各機器、装置を接続するのに必要なケーブルを必要数用意すること。 ・RDX装置は、ラックマウント可能なデバイス増設ユニットを利用してもよい。

ウ) ラック等関連機器

項目	内容
ラック	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・今回導入される機器全て(サーバ、UPS、サーバスイッチユニット、ディスプレイ等)が格納できること。 ・各サーバ、各UPSとの間は1U以上空けること。
液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・17インチ以上のカラー液晶ディスプレイであること。 ・SXGA(解像度1280×1024ドット)以上が表示可能であること。 ・液晶ディスプレイはラック内に収納可能とし、収納時は1U以下であること。 ・サーバと同一メーカーのディスプレイであること。
キーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・サーバと同一メーカーのディスプレイであること。 ・液晶ディスプレイと同一の場所に収納可能であること。
マウス	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・液晶ディスプレイと同一の場所に収納可能であること。
サーバスイッチユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・ディスプレイ/キーボード/マウスをサーバ8台以上で共用できること。
スタビライザ	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：2(左右1セット)
スイッチユニット接続ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：4 ・サーバとサーバスイッチユニットを接続する為のUSBケーブルセット(1.8m以上)

エ) その他

項目	内容
LANケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：7 ・5メートル カテゴリー6以上 ・爪が折れにくいプロテクタ付きコネクタ

(2) ソフトウェア要件

項 目	内容、要件等
マイクロソフトWindows Server 2012 Standard (基本OS)	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・FTサーバ用ライセンス ・5年保守付き
マイクロソフトWindows Storage Server 2012 R2 (基本OS)	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：1 ・バックアップサーバ用ライセンス ・1年保守付き
マイクロソフトWindows Server 2012 R2 Standard (基本OS) (追加ライセンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：3 ①FTサーバへの追加ライセンス ※Hyper-V環境にて、仮想インスタンス4台を同時に利用する為 ②既存仮想サーバへの追加ライセンス ※既存のHyper-V仮想環境に仮想インスタンス1台を追加する為 ・仮想マシン5台に1年分の保守を付けること (保守対象OS：2012R2・2012・2008R2・2008) ・インストールメディア 数量：1 ・クライアントアクセスライセンス (デバイスCAL) は、既存保有のライセンスを利用する。
マイクロソフトSQL Server 2012 Standard Edition	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバライセンス 数量：2 ・クライアントライセンス (DeviceCAL) 数量：40 ・1年保守付き
バックアップソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ対象サーバは、林業信用保証業務用の基幹系・情報系システムのアプリケーション本番用、ActiveDirectory (プライマリ)、ウィルス対策サーバの3台 ・オープン中や使用中のファイルを含め、すべてのデータの正確なバックアップを取れること ・バックアップサーバにおいて、FTサーバ仮想環境内の仮想マシン単位でバックアップ、リストアが可能なこと ・バックアップサーバにおいて、ファイル単位でのバックアップ、リストアが可能なこと ・ストレージシステムバックアップ及びデータバックアップが可能であること ・内蔵RDX装置においてデータバックアップが可能であること ・スケジューリング機能を有すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・リカバリ、バックアップデータの修復がG U I で容易に可能であること ・5年保守付き
UPS 電源制御ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・数量：2式（FT サーバ、バックアップサーバ） ・FT サーバ用については、Hyper-Vの仮想環境に対応可能であること。 ・サーバの自動リブート/シャットダウン等のスケジュール設定が可能なこと。 ・制御ソフトにより制御が行われているUPS の運用を制御・監視できること。 ・1年保守付き
ウイルス対策ソフトウェア (既存ライセンス使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存保有のウイルス対策ソフトを仮想サーバに構築し、動作確認、調整等を行うこと。 ・ウイルス対策ソフトについては、信用基金で既にライセンス契約しているものを使用すること。 ・ウイルス対策ソフトが最新のバージョンアップがなされていない場合は、バージョンアップを行う。 ・新規サーバにウイルス対策として最新安定版を適用すること。
マイクロソフト Internet Information Services	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系・情報系システムのアプリケーション本番用、テスト用サーバにIIS8.0をインストールすること。
マイクロソフト.Net Framework	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系・情報系システムのアプリケーション本番用、テスト用サーバに次のソフトをインストールすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① .Net Framework1.1 ② ①が困難な場合、.Net Framework3.5 SP1以降のバージョンをインストールすること。
その他FTサーバ要件	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系・情報系システムのアプリケーション本番用、テスト用サーバは、WWWサーバ、FTPサーバを使用可能とすること。 <p>(注) FTサーバで使用する基幹系・情報系システムのアプリケーション移設は本件役務の対象外とする。</p>
<p>※ 納品後ライセンスの取得方法、また手続きがある場合については、信用基金担当者へ確認し、その方法の協議を行うこと。</p>	

(3) 役務

① 基本設定及び設置・撤去に係る作業

受注者は機器等の搬入・インストール・各種設定及び機器・回線等の動作確認について、必要に応じて信用基金担当者、既存のネットワーク保守業者等と十分協議・調整を行い、信用基金の指示に従い下記に掲げる作業を実施すること。

なお、協議・調整等に係る経費について信用基金は負担しない。

- ア. 今回納入するサーバ等の設置、各サーバを稼働させるに必要なソフトウェアのインストール。
- イ. 基本システム及び所要のソフトウェア（サーバ管理ツール、バックアップソフトウェア、無停電電源装置（UPS）管理ソフトウェア等）の導入、設定、動作確認を行う。
- ウ. Hyper-V 機能による、仮想化環境の構築を行うこと。（仮想インスタンス計5台。4台は FT サーバの仮想環境内、1台は既存 Hyper-V 仮想環境内とする。）
- エ. ドメイン・ネットワーク（LAN（既存サーバ、端末、複合機、プリンタ、インターネット、信用基金で使用している文書管理システム等））の接続・動作確認を行うこと。
- オ. 既存の Active Directory（プライマリ）を仮想マシンへ移行（操作マスター（FSMO）の移行）し、古いドメインコントローラを降格し、動作確認、調整等を行う。
- カ. 既存の Hyper-V 仮想環境に Active Directory（セカンダリ）を新規構築し、既存の Active Directory（セカンダリ）を切り離し、動作確認、調整等を行う。
- キ. Active Directory の同期がとれるよう、Active Directory のバックアップを構成する。
- ク. 既存の Active Directory は Windows Server 2003 R2 により構築されているので、Windows Server 2012 に対応させるべく必要な作業（機能レベルの昇格等）を行うこと。
- ケ. 信用基金の指示に基づき、既存のサーバとは別に、新規サーバに対して IP アドレス及び Computer name を設定する。
- コ. 現行のネットワークに障害を及ぼすことのないよう作業を行うこと。作業中に障害が発生した場合は、受注者の責任において復旧すること。
- サ. 設置場所内における機器等の配置については、現地調査のうえ判断するものとする（※設置場所における出入口の扉幅はおよそ 7500mm）。
- シ. バックアップ装置を接続し、動作確認を行う（FT サーバのアプリケーションとして使用する基幹系・情報系システムのデータのバックアップに必要な設定を含む。）。
なお、内蔵バックアップ装置は、RDX とすること（バックアップスケジュールは、FT サーバについては毎日（火曜日から土曜日））。
- ス. バックアップ対象の仮想マシン3台のセットアップ後、正常に機能した時点でバックアップを1回取得すること。
- セ. 取得した仮想マシン3台のバックアップより、リストアし、正常に起動、動作することを確認すること。
- ソ. 下記②の設定資料を作成する（CD-ROM及び書面で各1式）。
- タ. 新規サーバが正常に機能したことを信用基金が確認でき、FT サーバの並行稼働から一定期間が経過した後、既存の FT サーバ、システム認証サーバ及

び外部ストレージをネットワークから除外し、これらのサーバにインストールされているデータ・ソフトウェア等を消去する。

特に個人情報については、情報セキュリティの観点から、復元困難な状態にすることとし、データ・ソフトウェア等を消去したことを証明する書面を提出すること。

- チ. 上記タの作業終了後、既存のサーバ機器類を梱包・運搬しリース会社に返却する。
- ツ. その他、受注者及び信用基金の協議において必要と認めた作業。

② 設定資料の作成

- ア. Active Directory 基本設計書
- イ. Active Directory パラメータシート
- ウ. Active Directory 移行設計書
- エ. Active Directory 運用手順書
- オ. 動作検証報告書
- カ. 機器一覧表
- キ. 保守内容一覧表
- ク. ネットワーク構成図（各サーバ、クライアントPC、プリンタ、バックアップ装置等）
- ケ. 設定報告書
- コ. サーバ起動／停止手順書
- サ. UPS 起動／停止手順書
- シ. バックアップ及びリカバリ手順書
- ス. 緊急対応マニュアル
 - ・ 障害発生時の復旧手順書
 - ・ 機器使用者が保守の連絡を取る際の手順書
 - ・ その他必要に応じて追加更新を行う

3. 納品日・設置場所等

- (1) 上記2(1)～(3)に記載した調達及び作業等については、契約締結日から1ヶ月以内に行うものとする。
- (2) 前項にかかわらず、上記2(3)①ス～ツに定める作業については、受注者と信用基金が協議のうえ、信用基金が指定した日までに履行する。
- (3) 設置場所は以下の場所とする。
東京都千代田区内神田1丁目1番12号コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

4. 受注条件

(1) 受注者の資格

受注者は、以下に掲げる体制に係る要件を満たしていること。

- ア. 品質管理等の体制について、ISO9001シリーズ等の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。
- イ. 情報セキュリティ管理体制について、ISMS認証を取得していること又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。

(2) 作業担当者の資格

受注者は、本件業務を実施する要員として、以下に示す実務経験又は知識を有する者を本件の役務に従事させることができること。

ア. 作業計画の作成、要員等作業遂行に必要な資源の調達、作業体制の確立及び予算・納期・品質等の管理を行える又は作業を円滑に運営した実績を有する担当者

イ. Windows Server 2012及びHyper-Vの知識を有している者

ウ. 信用基金の林業システムで稼働するソフトウェア（「基幹系・情報系システム」のアプリケーションを除く。）の知識を有している者（ソフトウェアの一覧は、別添のとおり。）

5. その他

- (1) 上記1の調達物品に不足があると判断した場合には、信用基金と協議を行うこと。
- (2) 機器等の搬入にあたっては、他の設備等に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (3) 調達部品の梱包材は、受注者が設置等作業の終了後に速やかに撤去すること。
- (4) 納品作業等においては、他サーバ等を含め他業務に影響が出ないようにすること。
- (5) 納品等のスケジュールについては遵守すること。やむを得ず納品等のスケジュールを変更する場合は、信用基金と協議し、指示に従うこと。
- (6) 調達内容に不明な事項、詳細な事項及び本仕様書に含まれていない事項については、信用基金と協議のうえ決定すること。信用基金と打ち合わせを行った場合は、その都度、受注者が議事録を作成し、内容について信用基金の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に疑義等ある場合は、質問書（任意様式）を作成し提出すること。なお、質問書に対する回答は適宜行う。

以上

現行ハードウェア構成		システム名				
		林業システム				
ハード構成	業務用(FT)サーバ 【更新対象】	システム認証サーバ 【更新対象】	ファイルサーバ(Hyper-V)【更新対象外】			バックアップサーバ (外部ストレージ) 【更新対象】
			Hyper-Vサーバ(HSV)	ファイルサーバ(FSV)	テストサーバ(TSV)	
機種名	Express5800/320Fd-LR	Express5800/T120a-E	Express5800/T120d(4C/E5-2403)			高信頼RAID5対応LAN接続型 ハードディスク
型名	N8800-140	N8100-1532	N8100-1874Y			HDL-GT3.0
OS	Windows Server 2003 R2 Standard Edition(x86)	Windows Server 2003 R2 Standard Edition(x86)	Windows Server 2012 Standard(x64)		Windows Server 2003 R2 Enterprise Edition(x86)	-
CPU	インテル(R) Xeon(R) プロセッサ E5405(2.00GHz) × 1	インテル(R) Xeon(R) プロセッサ E5520(2.26GHz) × 1	インテル(R) Xeon(R) プロセッサ E5-2403(1.80GHz) × 1			-
メモリ	2GB	2GB	32GB中の20GB	32GB中の8GB	32GB中の4GB	-
HDD	600GB(300GB × 2) RAID1	600GB(300GB × 2) RAID1	600GB(2.5型、SAS、10000rpm,RAID10)			3TB(750GB × 4)
筐体状況	タワー型	タワー型	タワー型			-
Cドライブ構成	サイズ:12GB ボリュームラベル: System	サイズ:12GB ボリュームラベル: System	サイズ:150GB ボリュームラベル: System	サイズ:100GB ボリュームラベル: System	サイズ:40GB ボリュームラベル: System	Backup 2TB ボリュームラベル: System
Dドライブ構成	サイズ:270GB ボリュームラベル: Data	サイズ:270GB ボリュームラベル: Data	サイズ:1TB ボリュームラベル: Data	サイズ:500GB ボリュームラベル: Data	サイズ:160GB ボリュームラベル: Data	-
サーバの役割	林業信用保証業務システムの稼働 (基幹系・情報系)、SQL Server 2000 IIS、FTP、.Net Framework1.1、Active Directory(セカンダリ) Backup Exec	Active Directry(プライマリ)、DNS NTP、IIS ウイルス対策等	Hyper-V	ファイルサーバ	林業信用保証業務システムテスト用 SQL Server 2000	バックアップ用 外部ストレージ
UPS	無停電電源装置N8180-46 1500VA × 2	無停電電源装置N8180-45 1000VA × 1	無停電電源装置N8180-45 1000VA × 1			未接続
電源管理	ESMPRO(AC)	ESMPRO(PowerChute)	ESMPRO(AC)			-
サーバ切替機	サーバスイッチユニット(8Port/USB) N8191-10		-			-
バックアップ装置	内蔵DAT(DAT72) 36GB(非圧縮時)	-	内蔵RDX 320GB(非圧縮時)			-

現行稼働ソフトウェア一覧	システム名				
	林業システム				

1.サーバ

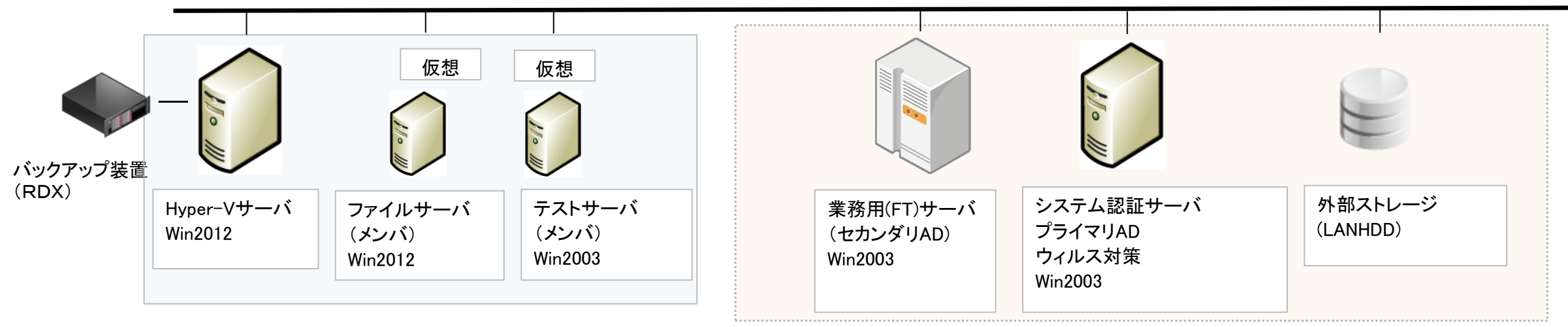
No	ハードウェア	O S	番号	稼働ソフトウェア	バージョン	備考
1	業務用(FT)サーバ	Windows Server 2003 R2 Standard Edition(x86) SP2 Internet Information Service6.0	1	Symantec Backup Exec 12.5 for Windows Servers	12.5	バックアップソフト
			2	ESMPRO/Automatic Running Controller	4.01	電源管理
			3	ESMPRO/AC Enterprise	4.01	電源管理
			4	SQL Server 2000 Standard Edition	SP4	DBサーバ
			5	MicroSoft Exel 2000	SP4	DBサーバ
2	システム認証サーバ	Windows Server 2003 R2 Standard Edition(x86) SP2	1	Acronis True Image Echo Server	build 8.206	バックアップソフト
			2	APC PowerChute Business Edition	V8.0.1	電源管理
			3	ESMPRO/ServerManager	5.1	電源管理
			4	ESMPRO/ServerAgent	4.4	電源管理
			5	ウイルスバスターコーポレートエディションサーバ	10.5	ウイルス対策
3	Hyper-Vサーバ(物理サーバ)	Windows Server 2012 Standard(x64)	1	ESMPRO/Automatic Running Controller	5.0	電源管理
			2	ESMPRO/AC Enterprise	5.0	電源管理
	Hyper-Vファイルサーバ(仮想マシン)	Windows Server 2012 Standard(x64)	1	CA ARCserve D2D	r16.5	バックアップソフト
	Hyper-Vテストサーバ(仮想マシン)	Windows Server 2003 R2 Standard Edition(x86) SP2 (ダウングレード使用)	1	CA ARCserve D2D	r16.5	バックアップソフト
			2	SQL Server 2000 Standard Edition プロセッサライセンス(1)	SP3	2012ライセンス保有 ダウングレード使用

2.クライアント

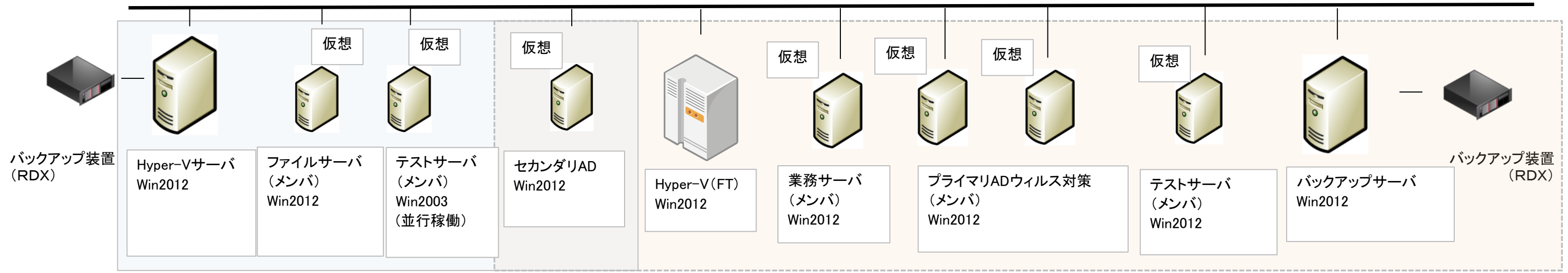
No	ハードウェア	O S	番号	稼働ソフトウェア	バージョン	備考
1	業務用ノート型パソコン 38台	Windows 7 Professional 32bit	1	Internet Explorer	11	
			2	Adobe Reader	11	
			3	Microsoft Office Professional 2010	-	

環境構成の変更イメージ	システム名				
	林業システム				

現行構成



更新後構成



ActiveDirectoryのセカンダリサーバを業務サーバと兼用していたものを既存のHype-Vサーバへ移行し、既存の物理認証サーバを1台削減

バックアップサーバを導入し、各メンバサーバのバックアップを一括管理する

契 約 書 （ 案 ）

林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等に関する契約書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「林業システムのサーバ等の更新及び及び移行作業等」にかかる契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙の仕様書に基づき、「林業システムのサーバ等の更新及び及び移行作業等」（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（納入・設置場所）

第3条 納入・設置場所は次のとおりとする。
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

（納入・設置期限）

第4条 納入期限及び設置期限は契約締結日から1ヶ月以内とする。
2 前項にかかわらず、仕様書2(3)①ス～ツに定める作業については、甲と乙が協議のうえ、甲が指定した日までに履行する。

（契約金額）

第5条 本契約の契約金額は、消費税額を含めた総額 〇〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（監督）

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（管理技術者）

第8条 乙は、この業務に関する技術上の管理を司る専任責任技術者を定め、工程表等書面とともに監督職員に届けなければならない。

（検査）

第9条 乙は、業務を終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
2 甲は、前項の業務の終了日から10日以内に検査を行わなければならない。

- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品の納入等を行い、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

- 第10条 乙は、第5条各号に規定する業務ごとに、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

- 第11条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第12条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入・設置期限までに業務を終了しない場合においては、遅延日数に応じ、契約金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(業務完了後における説明等)

- 第13条 乙は、この後業務の完了後において、当該業務に関して、甲から説明又資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(瑕疵担保責任)

- 第14条 甲は、第9条に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に購入物品又は設置業務について瑕疵を発見し、又は、その瑕疵によって損害を受けた場合は、乙に対し代品の提供又は瑕疵の補修とともに金銭による損害を請求することができる。

(危険負担)

- 第15条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由に生じた損害は乙の負担とする。
- 2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認められる場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

- 第16条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事業の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
 - 3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第17条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
- (5) その他前号に準ずる行為。

3 甲は、乙が前号各項に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第18条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第20条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
- (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、この契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においてはこの限りではない。

(契約解除による違約金)

第21条 第18条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第22条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第23条 甲は、第21条又は第22条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、甲が当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第24条 乙が第21条又は第22条の規定による違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセント

の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第26条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第27条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(紛争の解決)

第28条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第29条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第30条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

平成26年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号
独立行政法人農林漁業信用基金
〇〇〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等に関する契約書添付別紙（案）

担当部署と責任者及び担当者の特定

甲担当窓口	乙担当窓口
独立行政法人農林漁業信用基金 担当部署 : 林業管理室業務推進課 責任者 : ○○ ○○ 担当者 : ○○ ○○ T E L : ○○○○○○○○○○ F A X : ○○○○○○○○○○ E m a i l : ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ 担当部署 : ○○○○ 責任者 : ○○ ○○ 担当者 : ○○ ○○ T E L : ○○○○○○○○○○ F A X : ○○○○○○○○○○ E m a i l : ○○○○○○○○○○

(様式1)

入 札 書

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	---	----	----	----	---	---	---	---	---

業務の名称：林業システムにおける業務用サーバ等の更新及び移行作業等

入札公告、入札説明書、入札心得等を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

注1 入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

注2 金額の先頭に¥マークを記載すること。

(2)

11	直前2年度分決算				直前1年度分決算				直前2か年間の年間平均実績高						
	年	月から 月まで (千円)	年	月から 月まで (千円)	年	月から 月まで (千円)	年	月から 月まで (千円)	(千円)						
製 造 等 実 績 高															
	合計														

(3)

12	区 分	直 前 決 算 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計				
					(千円)				
自己 資本 本額	(うち外国資本) 払込資本金				()
	準備金・積立金								
	次期繰越利益(欠損) 金								
	計								

外 資 状 況	1	外国籍会社 [国名 :]
	2	日本国籍会社 [国名 :] (比率: 100%)
	3	日本国籍会社 [国名 :] (比率: %) [国名 :] (比率: %)

13	経営 状況	流動 比率	流動資産 (千円)	流動負債 (千円)	× 100 =				(%)
----	----------	----------	-------------	-------------	---------	--	--	--	-----

15 営業 年数 等	創業	休業又は転(廃)業の期間	現組織へ の変更	営業年数 (年)
	年 月 日		年 月 日	

16	常勤職員の数 (人)			
	うち役員等数			

17 設備 の額 (千円)	機 械 装 置 類			運 搬 器 具			工 具 そ の 他			合 計		
	18 主要 整備の 規模											

(4)

営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号			
			市外局番	市内局番	番	号
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					

記載要領

- 1 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 2 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。